

災害時の安全を守るために

神崎市では「平成21年7月中国・九州北部豪雨」において、市内に甚大な被害が発生したことを受け、今月号から5月号まで3回にわたり『災害への備えと対策』と題して防災特集を掲載します。

行政の対応力に限界も

市では早期に災害情報連絡室を立ち上げ、必要に応じ災害対策本部を設置して市民への情報伝達、安全確保に努めています。

しかしながら、その対応には限界があります。災害の規模が大きくなればなるほど、行政の対応力は小さくなってまいります。



市民の連携が大きな力

災害時にあなたを助けられるのは

誰でしょうか？

被災直後に自分と家族を守るのは「自助」の力だと言われています。

そして、自分一人では対応できない時に、頼ることができるのは「共助」の力です。それは同時に、可能ならば自分が「共助」に参加するという意識を持つことでもあります。

もちろん、行政は最善を尽くし対応に努めます。しかしながら、「公助」が活動を始めても、その援助の手が円滑に住民一人ひとりに届くためには「共助」との連携が必要です。

こうした連携が、地域、そして市民の皆さまの被害を最小限に抑えることにつながっていきます。



自助とは

自らの身は自分で守るという考え方で。

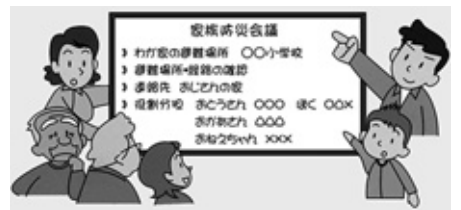
普段から災害に関する知識を身につけ、災害を正しく理解し何を備えておけばよいかを家族で話し合うなどして、災害に対する準備をしておいてください。

共助とは

自分たちの住んでいる地域は自分たちで守るという考え方で。

あなたは、見知らぬ人が血だらけで倒れていたとしたら、すぐに手助けをすることが出来ますか・・・もし、あなたが怪我をして動けなくなったとしたら・・・。そのようなときに頼りになるのが顔見知りの隣近所の方です。また、過去にどのような災害が起きたのか、元々どのような場所だったのかなど、地域の特性は昔からその地域に住んでいる方がよくご存知です。

地域で話し合いの場を設け自主防災組織を結成するなど、地域の特性を理解したうえで地域ぐるみで災害に備えましょう。



市や消防、警察などの地方公共団体、消防団、自衛隊などです。

市においても、災害対策本部体制の見直しや防災に関するアンケートを実施するなど対策を検討し災害対応の充実に努めています。

<アンケートで多く寄せられた意見についての対応状況>

- (1) 情報伝達に関すること
 - ・現在実施している情報伝達訓練の更なる充実
 - ・防災行政無線について、平成 23 年度の運用開始を目標に整備
- (2) 避難に関すること
 - ・避難判断マニュアルの見直し
 - ・避難所の見直しを行い、神埼高校と神埼清明高校を新たに指定
 - ・避難所用品の備蓄計画を策定
 - ・避難経路について、区長・消防団に協力を依頼し地区ごとの防災マップを見直し
 - ・災害時要援護者に対する援護体制の構築
- (3) 災害の検証
 - ・国土交通省筑後川河川事務所、佐賀地方気象台、佐賀県等との意見交換および検証作業

災害時の

「自助」「共助」「公助」の割合は？

次の表は、阪神・淡路大震災時に生き埋めや閉じ込められた人の救助を誰が行ったかを表したものです。

自助：共助：公助 = 7：2：1

生き埋めや閉じ込められた際の救助者

誰が	割合	自助・共助・公助の別
自力	34.9%	自助 66.8%
家族	31.9%	
友人・隣人	28.1%	共助 30.7%
通行人	2.6%	
消防・自衛隊等	1.7%	公助 1.7%
その他	0.8%	

一般的に言われている割合は・・・

自力や家族などの「自助」による救助は約7割、友人・隣人などの「共助」が約3割、消防や自衛隊などによる「公助」は2%にも満たない割合であり、いかに隣近所の「共助」が重要か、いかに隣近所の「自助」が頼りになるかを表しています。

◎問い合わせ先
神埼市役所 総務課
☎ 37-0100

指定避難所として県立高校2校を追加

市では、昨年の豪雨災害を教訓として避難所の開設や運営について検討し、防災対策の見直しを行いました。

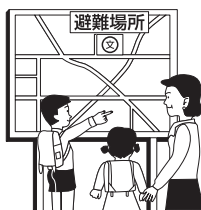
その中で、今回、市内の県立高校にご協力いただき、新たに災害時の避難所として神埼高校と神埼清明高校の2校を指定しました。

今後は、市内の他の指定避難所と同様に避難することができます。

なお、避難施設は、原則として体育館です。

避難を開始する前には、避難所の開設状況についてご確認ください。

◎問い合わせ先
神埼市役所 総務課
☎ 37-0100



交通災害共済 加入申し込み受付中

加入を希望される方は、2月に配布した加入申込書と掛金をご持参のうえ、手続きを行ってください。

市役所窓口で申し込みをされる場合、混雑が予想されますので、郵便局窓口での手続きをお勧めします。

- 申込場所
 - ・郵便局
 - ・神埼市役所 総合窓口
 - ・各総合支所 総務企画課

○共済掛金 一人 500 円

○共済期間

平成 22 年 4 月 1 日

～平成 23 年 3 月 31 日

○申込締切日 3 月 31 日（水）
4 月 1 日以降も加入できますが、この場合、申込日の翌日から共済期間となります。

◎問い合わせ先
神埼市役所 総務課
☎ 37-0100

神埼町	千代田町	脊振町
◆神埼市中央公民館	◆千代田町保健センター	◆神埼市脊振公民館
神埼小学校	千代田西部小学校	脊振小学校
神埼中学校	千代田中部小学校	脊振中学校
神埼中央公園体育館	千代田中学校	脊振勤労者体育館
神埼町保健センター	次郎体育館	倉谷避難所
西郷小学校	千代田文化会館	脊振 2000 年館
B & G 海洋センター	千代田東部小学校	脊振山麓習遊館
仁比山小学校		鳥羽院山荘
神埼高校		
神埼清明高校		

◆は、早期開設避難所です。

櫛田宮門前町の賑わいを取り戻せ

〈長崎街道を活かした中心市街地(櫛田宮門前町とその周辺)活性化対策事業〉



市の総合計画と平成21年度に策定された「神崎市歴史文化遺産を活かしたまちづくり基本計画」に沿った「長崎街道神崎宿・櫛田宮門前町を活かした振興策」として、市では長崎街道を活かした中心市街地(櫛田宮門前町とその周辺)活性化対策事業の構想検討に着手しました。

近年、中心市街地は空き店舗、空き地が目立ち、以前の賑わいが見られなくなってきました。そこで、急がれる課題解決策として、市の施設、櫛田宮門前町周辺の空き店舗などを活用し、市内への誘客を積極的に図ります。

そのために、次の4つの取り組みの相乗効果による中心市街地の振興策を検討していきます。

一、神崎市物産を中心とした物販所の整備

長崎街道への誘客を図るため、神崎市の物産を中心とした物販所の開設を検討していきます。

二、空き店舗の活用策

長崎街道の活性化を図るために空き店舗を活用し、資料館の誘致、昨今の古美術・骨董への人気の高さに着目し、古美術商の誘致や起業家などの支援を図ります。



▲古美術商出店イメージ

三、食事処、無料休憩所の整備

地元特産の麺などを含めた飲食店の開設やトイレ、休憩所などを整備し、既存中心市街地の回遊性を図り、中心市街地の活性化を図ります。

四、統一イベント・PRの実施

それぞれの取り組みが持つ誘客力を相乗的に高めるため、統一したイベント、PR、情報発信を行うことで、櫛田宮門前町と周辺が一体となって、まちづくりと誘客を図ります。



▲物産館の賑わいイメージ

この構想については、今後地元関係団体との調整を図り、具体化について検討していきます。

◎問い合わせ先

神崎市役所 市長公室

☎3710102

意識改革から行動改革へ

神崎市では、現在、「意識改革から行動改革へ」をテーマに職員研修に取り組んでおり、2月5日に「プロジェクト型」研修の報告会を神崎市中央公民館で行いました。

意識改革研修は、平成21年1月から3月まで、今回の行動改革研修は、平成21年10月から12月まで行ってきました。

この報告会では、市職員が自主的に取り組んできた研修成果について3つのチームが発表し、区長、公民館長などの地区役員ら約250人が、研修報告を熱心に聴き入っていました。

取り組んだ研修テーマは、組織・人事改革チームの「神崎市

役所改革」、市民協働チームの「市民協働でギネスに挑戦!」、産業振興チームの「神崎市の情報サイトを作ろう!」。

組織・人事チームは公平・透明な評価に基づく給与・人事諸制度の確立、人を育てる職場環境づくりの必要性を提言。市民協働チームは市の特性を生かした神崎版ギネス、世界ギネスへの挑戦を協働

テーマに挙げました。産業振興チームは、人や企業を呼ぶために神崎をまるごと紹介する情報サイトの構築を提案しました。



神崎の特産、観光をPR

福岡都市圏に特産品を売り込もうと、「佐賀うまいものフェア」が福岡市郊外の大型ショッピングセンターで行われ、1月



17日に市長と市職員が神崎市の特産品や観光のPRを行いました。

店内にはフェアに出展した市町のPRステージが設けられ、この日は神崎のほか嬉野、唐津の2市も登場しました。

神崎市はそうめんを中心に特産品をはじめ、吉野ヶ里歴史公園、九年庵などの観光地をPR。市内の料理店で創作した麵懐石や宝珠寺のしだれ桜、城原川の菜の花、長崎街道神崎宿を組み合わせたツアーの紹介などを行いました。

公共下水道整備計画区域外で浄化槽の整備を行います

平成22年度から公共下水道等（集合処理）整備計画区域外の神埼町で浄化槽市町村整備推進事業が始まります。

○対象区域は？

公共下水道等（集合処理）整備計画以外の区域（下の地図で無色のところ）です。

○事業内容は？

本人申請に基づき、市が設置工事を行います。市が設置工事を行います。工事費の一部を設置される方に「分担金」として負担していただきます。また、設置後は、「使用料」を負担していただくこととなります。市が維持管理（保守点検・汲取り清掃）などを行いますので、安心して使用することができます。

◆市が負担する経費

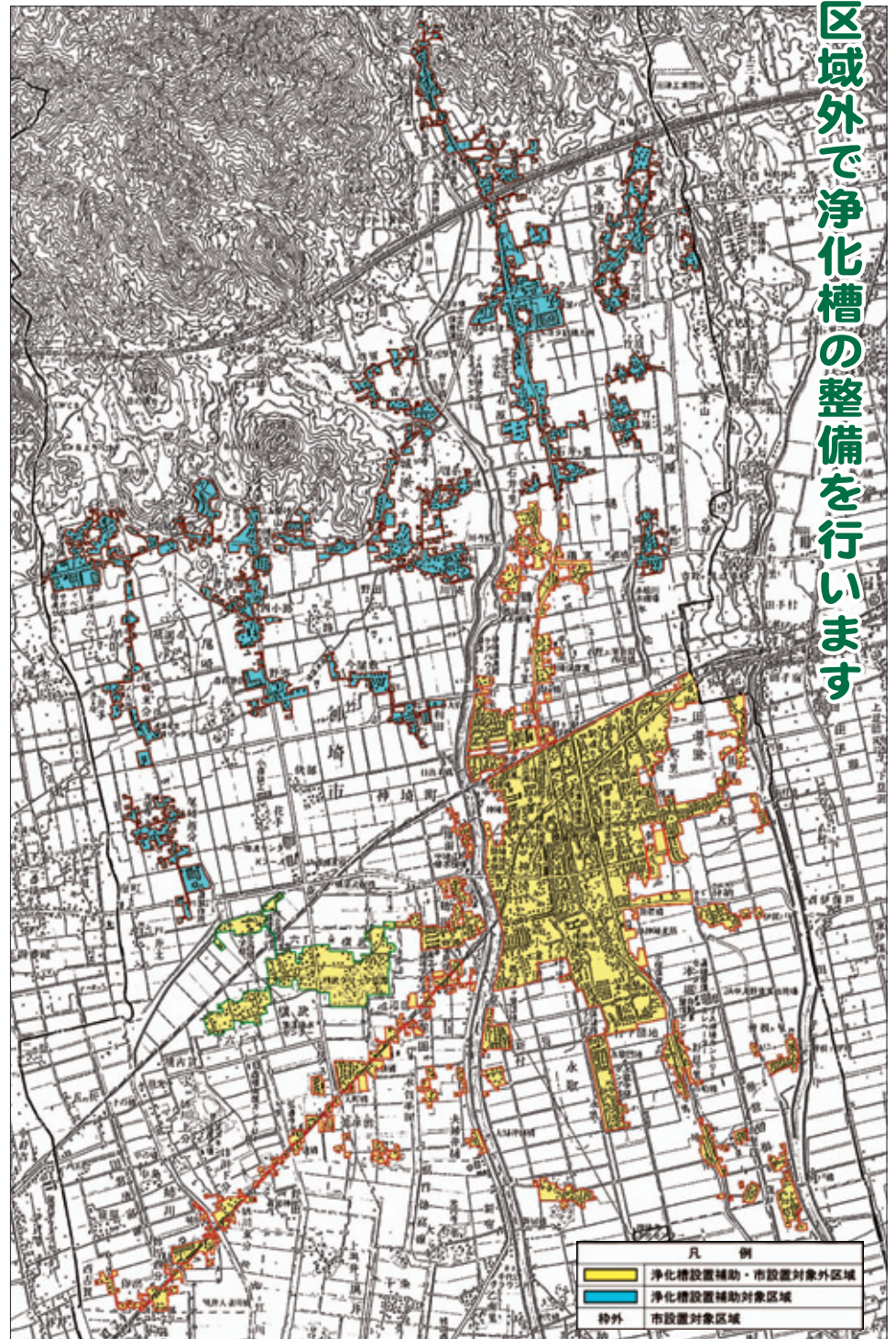
- ・合併浄化槽本体工事
- ・本体設置に係る設計費
- ・維持管理費（保守点検・汲取り清掃）
- ・使用者が負担する経費

◆家屋の増改築工事費

- ・トイレ等から流入桝までの配管工事費
- ・市標準工事以外（ポンプ槽・強化蓋・障害物撤去費等）の工事費
- ・電気料及び電気工事費
- ・毎月の使用料

○合併処理浄化槽を設置している方へ

対象区域で既に合併浄化槽を設置している方は、浄化槽本体を市に寄付することができます。この場合、維持管理は市が行いますが、使用料については、毎月負担していただくこととなります。ただし、定期的に保守点検をされ、正常な機能を維持しているものに限りです。



凡例	
黄色	浄化槽設置補助・市設置対象外区域
青	浄化槽設置補助対象区域
白	神外 市設置対象区域

*下水道への接続のお願い
下水道が供用開始されている地区でまだ接続をされていない方は、早急に下水道への接続をお願いします。

既に行っている浄化槽設置補助対象区域（水色の区域）についての補助はこれまでどおりです。詳しくは、下水道課までお問い合わせください。

◎問い合わせ先
神埼市役所 下水道課
☎ 37-0105